



熊本県公報

第12152号
平成24年10月2日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立（のり養殖業）……………（団体支援課） 1
- 児童福祉法第21条の5の3の規定による指定障害児通所支援事業所の指定……………（障がい者支援課） 2
- 熊本県歯科医師国民健康保険組合の規約変更……………（国保・高齢者医療課） 3
- 田浦港公有水面埋立しゅん功認可……………（港湾課） 3
- ハイブリッドビーム加工機（YAGレーザー加工機）調達に係る一般競争入札の入札参加資格……………（管理調達課） 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見……………（商工振興金融課） 5
- ハイブリッドビーム加工機（YAGレーザー加工機）調達に係る一般競争入札の実施……………（管理調達課） 6
- 県営土地改良事業計画の変更……………（農村計画課） 9
- 肥料登録有効期間更新……………（農業技術課） 9
- 肥料登録……………（ 〃 ） 9
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示……………（森林保全課） 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告……………（建築課） 10
- 平成24年度熊本県障害者施策推進審議会の開催……………（熊本県障害者施策推進審議会） 10
- 平成24年度鹿本地域保健医療推進協議会の開催……………（鹿本地域保健医療推進協議会） 10
- 県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙における立候補予定者説明会の開催……………（選挙管理委員会） 11

告 示

熊本県告示第1096号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により次のとおり公示する。

平成24年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

のり等養殖業（のり養殖業）

義務加入が成立した加入区の名称	義務加入が成立した加入区の区域	漁業の区分
有明海のり特定第2号	熊本北部漁業協同組合の地区のうち旧牛水漁業協同組合の地区	のり養殖業 （網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第5号	岱明漁業協同組合の地区のうち旧高道漁業協同組合の地区	のり養殖業 （網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第6号	滑石漁業協同組合の地区	のり養殖業 （網ひびを使

		用して行うものに限る。)
有明海のり特定第7号	大浜漁業協同組合の地区	のり養殖業 (網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第10号	松尾漁業協同組合の地区	のり養殖業 (網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第11号	小島漁業協同組合の地区	のり養殖業 (網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第12号	沖新漁業協同組合の地区	のり養殖業 (網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第13号	畠口漁業協同組合の地区	のり養殖業 (網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第14号	海路口漁業協同組合の地区	のり養殖業 (網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第15号	川口漁業協同組合の地区	のり養殖業 (網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第16号	住吉漁業協同組合の地区	のり養殖業 (網ひびを使用して行うものに限る。)
有明海のり特定第17号	網田漁業協同組合の地区	のり養殖業 (網ひびを使用して行うものに限る。)
不知火海のり特定第3号	鏡町漁業協同組合の地区	のり養殖業 (網ひびを使用して行うものに限る。)
不知火海のり特定第4号	昭和漁業協同組合の地区	のり養殖業 (網ひびを使用して行うものに限る。)

熊本県告示第1097号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
すまいるクラブ 菊池郡菊陽町大字曲手296番地	社会福祉法人菊陽会 菊池郡菊陽町大字曲手字部田811番地 田中 健二郎	平成24年 10月1日	4352200077	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第1098号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により次のとおり熊本県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更の議決を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第7条第2項の規定により告示する。

平成24年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

組合の地区及び組合員の範囲		認可年月日
変更前	変更後	
組合の地区 熊本県の区域内の市町村及び次に掲げる区域 福岡県 福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、久留米市、筑後市、みやま市、大牟田市 佐賀県 鳥栖市、基山町 鹿児島県 鹿児島市、出水市、薩摩川内市	組合の地区 熊本県の区域内の市町村及び次に掲げる区域 福岡県 福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、久留米市、筑後市、みやま市、大牟田市 佐賀県 鳥栖市、基山町 鹿児島県 鹿児島市、出水市、薩摩川内市 大分県 日田市 宮崎県 五ヶ瀬町	平成24年9月24日

熊本県告示第1099号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 2 しゅん功認可年月日
平成24年9月19日
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
葦北郡芦北町大字小田浦字和田3362の3、3362の1、3361の1、3361の2、3360の1、3359の1、3356の5、3356の4、3356の3、3356の1、3353の1、無番地（官）及びこれらの区域に介在する道路に隣接する無番地（道路）地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び（1）の地点と（38）の地点とを結んだ線により囲まれた区域
 - (1) の地点 熊本県葦北郡芦北町の国土地理院〔点名（落）〕三等三角点（北緯32度20分34秒0500東経130度30分27秒0048）から319度33分07秒1004、77メートルの地点
 - (2) の地点 (1) の地点から332度26分15秒0、69メートルの地点
 - (3) の地点 (2) の地点から330度59分09秒8、37メートルの地点
 - (4) の地点 (3) の地点から329度16分02秒4、76メートルの地点
 - (5) の地点 (4) の地点から326度11分44秒4、31メートルの地点

(6) の地点	(5) の地点から323度02分11秒4. 30メートルの地点
(7) の地点	(6) の地点から319度52分02秒4. 28メートルの地点
(8) の地点	(7) の地点から316度58分07秒3. 89メートルの地点
(9) の地点	(8) の地点から313度59分43秒4. 64メートルの地点
(10) の地点	(9) の地点から310度38分07秒4. 21メートルの地点
(11) の地点	(10) の地点から308度00分49秒4. 17メートルの地点
(12) の地点	(11) の地点から305度23分42秒7. 20メートルの地点
(13) の地点	(12) の地点から303度33分23秒7. 37メートルの地点
(14) の地点	(13) の地点から303度17分45秒5. 68メートルの地点
(15) の地点	(14) の地点から303度56分42秒9. 91メートルの地点
(16) の地点	(15) の地点から305度46分37秒9. 83メートルの地点
(17) の地点	(16) の地点から307度52分37秒4. 81メートルの地点
(18) の地点	(17) の地点から310度04分34秒7. 37メートルの地点
(19) の地点	(18) の地点から312度45分31秒7. 30メートルの地点
(20) の地点	(19) の地点から314度55分38秒4. 45メートルの地点
(21) の地点	(20) の地点から317度02分19秒7. 75メートルの地点
(22) の地点	(21) の地点から319度06分36秒7. 38メートルの地点
(23) の地点	(22) の地点から320度46分57秒15. 10メートルの地点
(24) の地点	(23) の地点から321度13分42秒4. 80メートルの地点
(25) の地点	(24) の地点から321度13分44秒20. 00メートルの地点
(26) の地点	(25) の地点から321度13分43秒19. 00メートルの地点
(27) の地点	(26) の地点から321度13分28秒1. 00メートルの地点
(28) の地点	(27) の地点から320度43分35秒5. 09メートルの地点
(29) の地点	(28) の地点から318度56分33秒3. 99メートルの地点
(30) の地点	(29) の地点から145度38分00秒15. 36メートルの地点
(31) の地点	(30) の地点から144度22分48秒49. 56メートルの地点
(32) の地点	(31) の地点から138度34分03秒21. 43メートルの地点
(33) の地点	(32) の地点から134度16分12秒14. 93メートルの地点
(34) の地点	(33) の地点から127度08分39秒16. 72メートルの地点
(35) の地点	(34) の地点から124度56分01秒21. 50メートルの地点
(36) の地点	(35) の地点から131度48分32秒27. 39メートルの地点
(37) の地点	(36) の地点から134度43分19秒11. 51メートルの地点
(38) の地点	(37) の地点から132度42分21秒11. 32メートルの地点

(3) 面積
743.99平方メートル

- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立免許の年月日及び番号
平成19年3月30日熊本県指令港第9号
- 6 関係書類の備置場所
熊本県土木部河川港湾局港湾課、熊本県芦北地域振興局土木部工務課及び芦北町建設課

熊本県告示第1100号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年10月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 調達物品及び数量
ハイブリッドビーム加工機（YAGレーザ加工機） 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により知事

- が入札参加資格を有すると決定した者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 2の入札参加資格を有しない者であって本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札に参加するための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 なお、申請書の様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書ダウンロード」のページで確認することができる。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
 熊本県出入納局管理課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-383-1111（内線6343）
 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 告示の日から平成24年10月16日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
 入札参加資格の審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成26年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者の入札参加資格審査申請の受付は、平成26年1月4日から平成26年1月31日まで（閉庁日を除く。）行う。

公 告

熊本県公告第521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成24年3月30日に行われた届出に対し、同法第8条第1項及び第2項の規定により西原村及び同村の区域内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、意見書を縦覧に供する。

平成24年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームプラザナフコ西原店
 阿蘇郡西原村大字布田字乾原1035番4
- 2 西原村の意見の概要
- (1) 駐車場等交通関係に関すること
 ア 駐車場の出入口が村道と接するため、入庫車両等の通行には十分注意し、事故防止に努めるとともに、周辺は新興住宅地で交通量が多いので、十分な安全対策を講じること。
 イ 駐車場内の混雑発生時に交通誘導員の措置を講じること。
 ウ 県道側（店舗北側）からの直接店舗進入口を設けないこと。
 エ 営業時間外の駐車場内への進入ができない措置を講じること。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等に関すること
 駐車場内における車両と歩行者との交通事故防止に関する措置を講じること。
- 3 西原村の区域内に居住する者からの意見の概要
- (1) 駐車場需要の充足等交通に係る事項
 県道から店舗への進入ができず、県道拡幅工事も進行しない中で開店するのは交通渋滞を引き起こし危険である。
 また、駐車場には物を置かないようにし、駐車場台数77台を常時確保すること。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 村道には歩道がなく、危険であるので完成までに改善してほしい。
- (3) 防災・防犯対策への協力
 区長からの申入れの有無にかかわらず、対応してほしい。
- (4) 騒音の発生に係る事項
 開店後にも騒音調査を実施してほしい。
- (5) その他（営業時間について）
 通学時間に重なり危険であるので開店時刻を遅くし、静かな地域であるので閉店時刻を早め、午前9時開店午後7時閉店を要望する。午前8時以前の開店は認められない。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び阿蘇地域振興局総務部総務振興課

平成24年10月2日から平成24年11月2日まで

熊本県公告第522号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
ハイブリッドビーム加工機（YAGレーザ加工機） 一式
- (2) 調達物品の仕様等
発注仕様書による
- (3) 納入期限
平成25年2月20日
- (4) 納入場所
熊本県産業技術センター
熊本県熊本市東区東町3-11-38
- (5) 入札金額
入札金額は、本調達物品の購入に係る費用の総額とする（搬入費、据付調整費、動作確認費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格を設けない。
- (7) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものに限り、紙入札により入札することができる。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
- (8) その他
本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（ハイブリッドビーム加工機（YAGレーザ加工機）入札関係様式（以下「入札関係様式」という。）に定める「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県産業技術センターの審査を受ける期間は、この公告の日から平成24年10月26日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、審査申請の受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、証明が3(3)の申請書等の提出期間の末日に間に合わないことがある。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 競争入札参加資格の確認申請

- (1) 提出書類
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに掲げる条件の全てを満たしているかの確認を受けるため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- (2) 申請書等の提出方法

- ア 電子入札システムによる入札参加の場合
次の(ア)及び(イ)に掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(イ)に掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合又は(イ)に掲げる書類を電子データ化できない場合は、(ア)に掲げる書類に(イ)に掲げる書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(イ)に掲げる書類を提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
(ア) 競争入札参加資格確認申請書
(イ) 2の(2)に掲げる書類(仕様適合証明願(書))
- イ 紙入札方式による入札参加の場合
次の(ア)及び(イ)に掲げる書類を4の(1)の場所に持参又は郵送(必着)により提出すること。
(ア) 競争入札参加資格確認申請書
(イ) 2の(2)に掲げる書類(仕様適合証明願(書))
- (3) 申請書等の提出期間
この公告の日から平成24年11月5日(月)午後5時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。
- (4) 競争入札参加資格の確認結果の通知
確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- (5) 競争入札参加資格に当たっての留意点
(3)の提出期間内に申請書等を提出しない者及び競争入札参加資格の確認の結果2の(2)から(5)までに掲げる条件のいずれかを満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (2) 仕様書及び入札説明書の閲覧(交付)方法
- ア 電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告情報)にて閲覧に供し、又は(1)の場所で交付する。
- イ 閲覧(交付)の期間
この公告の日から平成24年11月13日(火)まで閲覧に供する。交付については、当該期間の午前8時30分から午後5時15分まで(閉庁日を除く。)とする。
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札
競争入札参加資格確認結果通知書を受けた日時から平成24年11月12日(月)午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札
(ア) 日時 平成24年11月13日(火)午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課(県庁行政棟本館2階)
- (4) 開札の日時及び場所
4の(3)のイに同じ。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合
4の(3)のアに規定する期間に電子入札システムにより入札を行うこと。
- イ 紙入札方式による入札の場合
入札関係様式に定める入札書(代理人が入札するときは、入札書及び入札関係様式に定める委任状)にくじ番号を記載し、4の(3)のイの(ア)の日時に4の(3)のイの(イ)の場所に持参すること。ただし、郵送により提出するときは、平成24年11月12日(月)までに4の(1)の場所に必着するよう書留郵便で送付すること。当該送付においては、封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書きすること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」、調達物品名及び開札日時を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人(入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札の執行事務に関係のない職員)の立会いのもとに行うものとする。
- (3) 入札の回数
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後、落札者が決定しない場合は、再入札を行う。
- (4) 再入札の時刻
再入札の時刻は、原則として1回目の開札の時刻の1時間後とするので、電子入札システムによる入札により入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信され

る再入札通知書を必ず確認すること。この場合において、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかったとき、又は書面により入札書を郵送した者から再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 落札者の決定方法

有効な入札を行つた者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(6) 入札の無効

次のアからシまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札

ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札

ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約の権限のない者の I

C カードを使用して提出された入札

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入

札執行者が認めた入札

サ 明らかに連合によると認められる入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(8) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことができない。

(9) 調達に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(10) 入札保証金

免除する。

6 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本競争入札は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

YAG and EB Hybrid Processing Machine, Complete set. This YAG and EB Hybrid Processing Machine comprises necessary incidental equipment.

(2) Delivery period :

February 20th, 2013.

(3) Delivery place :

Kumamoto Industrial Research Institute
3-11-38 Higashi-town, Higashi-ku, Kumamoto-City, Kumamoto Pref.
862-0901, Japan.

(4) Date and Place for tender:

Date: November 13th, 2012, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(5) Time-limit for tender by mail (Registered only) :

Tender must arrive no later than November 12th, 2012

- (6) Contact point for the notice :
Management and Purchasing Division Treasury Bureau Kumamoto Pref. Gov.
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8570, Japan.
Phone: 096-333-2580
- (7) Others:
Language: Japanese
Current money: Japanese yen

熊本県公告第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営九番地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年10月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営九番地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年10月3日から平成24年10月31日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第524号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成24年10月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1370号	炭酸カルシウム肥料	20.0炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：20.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社坂本石灰工業所 熊本県玉名市下273-1	平成30年9月24日

熊本県公告第525号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成24年10月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1455号	混合有機質肥料	混合有機質肥料9号	窒素全量：3.1 りん酸全量：3.8 加里全量：3.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	平成24年9月25日

熊本県公告第526号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3

項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を玉名市役所に掲示する。

平成24年10月日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
城戸 茂次、大野 正晴、野村 豊喜、斉藤 有記、堀 美奈子、坂崎 かず子、坂崎 正昭、野田 與一郎
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年7月26日付け農林水産省告示第1836号による。

熊本県公告第527号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3033番1
1, 844.78平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区高平二丁目14番53号
株式会社 川崎ハウジング

登載依頼

熊本県障害者施策推進審議会公告第1号

平成24年度熊本県障害者施策推進審議会を次のとおり開催する。

平成24年10月2日

熊本県障害者施策推進審議会

- 1 開催日時
平成24年10月16日（火）
午後2時から
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題（予定）
(1) 熊本県障がい者計画に関する施策の実施状況の検証・評価について
(2) 第4期熊本県障がい者計画に関する施策の実施状況について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員について
10人
- 5 傍聴手続について
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、10月9日（火）までに下記問合せ先へ申し込むこと。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者施策推進審議会事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画調整班）（電話 096-333-2236）

鹿本地域保健医療推進協議会公告第1号

平成24年度第1回鹿本地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年10月2日

鹿本地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成24年10月10日（水） 午後1時30分から
- 2 開催場所
山鹿市中578
山鹿市山鹿健康福祉センター 視聴覚室

3 議題

- (1) 熊本県保健医療計画の概要及び第6次地域保健医療計画作成方針について
- (2) 第5次鹿本地域保健医療計画の進捗状況について
- (3) 第6次鹿本地域保健医療計画骨子案について
- (4) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ

山鹿市山鹿465-2

鹿本地域保健医療推進協議会事務局（山鹿保健所総務企画課）

山鹿市山鹿465-2

（電話0968-44-4121）

熊本県選挙管理委員会公告第3号

熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。

平成24年10月2日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴田 憲 保

- 1 日時 平成24年10月23日（火）午後2時から
- 2 場所 熊本県宇城総合庁舎第一会議室 熊本県宇城市松橋町久具400番地1
- 3 問合せ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村局市町村行政課選挙班）
（電話 096-333-2104）